

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年10月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100011号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100012号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成29年3月1日から平成30年3月1日に訂正し、平成29年3月から平成30年2月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成29年3月1日から平成30年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、平成29年3月1日から平成30年3月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年3月1日から平成30年3月1日まで

私は、請求期間について、A社に勤務していたので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録が遡及して取り消されていることに納得できない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社に平成29年1月1日から平成30年2月28日まで勤務していたことが確認でき、請求者から提出された預金通帳及び給与所得の源泉徴収票により、請求者は、請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間にかかる標準報酬月額については、平成29年2月の厚生年金保険の記録及び請求者の資格喪失年月日を平成29年3月1日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)が、令和2年10月21日に提出されたことに伴い取消処理が行われた平成29年9月の定時決定における記録から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の資格喪失年月日を平成29年3月1日とする資格喪失届を年金事務所に対し提出したか否か、また、請求期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と

回答している。一方、年金事務所から提出のあった請求者に係る資格喪失届によれば、資格喪失年月日が同年3月1日となっており、令和2年10月21日に提出されている。その結果、年金事務所は、遡及する資格喪失届が提出された場合は、資格喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付する場合を含む。）ことから、事業主は、平成29年3月から平成30年2月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。